

手続案内（文化課）

部局名	所属名
交流文化部	文化課
手続名	
福井県立美術館資料の館外貸出しの承認	
根拠法令	
福井県立美術館の管理運営に関する規則	
条項	
第15条	
手続対象者	
福井県立美術館資料の貸し出しを受けたい方	
提出先	
福井県立美術館	
提出時期	
福井県立美術館資料の貸し出しを受けようとする時	
提出書類	
① 申請書 ② 使用の目的や概要が分かる資料等	
手数料	
なし	
審査基準	
福井県立美術館の管理運営に関する規則第15条	
標準処理期間	
5日	
相談窓口	
福井県立美術館	
備考	
福井県立美術館資料については、資料の安全面等から、原則、館外への貸し出しは行っていないため、申請される場合は、事前にご相談ください。	